

働き方改革 有給5日義務化

法人はしつかり対応を

職場のイメージアップへ



研修で働き方改革についても説明。右端が前田さん(麦久保園で)

1日から働き方改革関連法の一部が施行され、年5日の年次有給休暇を取らせることが使用者の義務となった。かねて有給の取得率は低調で、福祉現場では慢性的な人手不足で休みを取りにくいともされるが、守らなければ罰則(6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金)もある。年度末になって慌てないようしつかりとした対応が求められる。(榎戸新)

有給休暇5日の取得義務化は、改正労働基準法で規定された。有給が10日以上付与される労働者(管理監督者、有期雇用労働者含む)が対象になる。希望を聞き、時季を指定して休んでもらい、取得状況の記録を3年間保存しなければならない。労働者から申し出る今までの取得に加え、

「頭の痛い問題だ」と話すのは東京都世田谷区の特別養護老人ホーム砧ホーム(社会福祉法人友愛十字会)の鈴木健太・施設長。同ホームの定員は60人(短期入所4人)だが、人手不足により5

今回の新法に使用側から時季指定による取得が義務付けられた。現在の介護職員は常勤18人、非常勤3人、派遣2人、アルバイト1人。一定のサービスを提供するには1日11人の介護職員が必要で、夜勤は常勤職員18人でローテーションしている。経営も人手も余裕がない中、有給5日の取得義務化が始ま

った。

同ホームは公休が年126日、夏季休暇が3日あり、年2回まで7日連続（土日祝など含む）して休むこともできる。

鈴木施設長は3月末に職員に周知し、業務が圧縮することもあるが、休みを上手に使ってほしいと伝えた。

当面は職員間で調整しながら自由に有給を取ってもらう。「年度末近くになって一気に取ろうとしても無理」（鈴木施設長）なので、取得状況を見ながら施設側から働き掛ける予定だ。

定だ。

東京都あきる野市の特別養護老人ホーム麦久保園（社会福祉法人福信会）は、半年以上前から準備し、その間、常勤の介護職員4人分を採用した。

これまでは公休は年105日（季節を区切った休み8日を含む）だったが、今後は公休を年114日とし、有給5日を取れるようにした。

早番・日勤・遅番の勤務時間をそれぞれ15分増やして7時間45分とし、休憩時間を15分減らし60分とすること

で、年9日の公休を増やしたという。

現在の介護職員は48人。常勤30人、非常勤15人、アルバイト3人で、4ブロックに分かれて定員100人（短期入所7人）の利用者を介護している。

勤務シフトはブロックごとに組んでおり、有給5日も含めた休みは各ブロックで決めてもらう。前田卓弥・施設長補佐は「各職員が最低限のマネジメントを守りながら取得してほしい」と言う。

介護職員は有給5日の取得義務化に「休み

が増えることはうれしい。リフレッシュに使いたい」と話す。



今年4月からの働き方改革では、残業は原則として月45時間以内、年360時間以内とすることなども始まった（中小企業は20年4月から）。

生産年齢人口が減り人手確保がより厳しくなる中、働き方改革に積極的に取り組むことで、福祉現場は休みが取りやすい、働きやすいといったイメージアップにつなげたい。